レンタル商品契約証書

貸主　株式会社 長栄　（以下甲と称す）と、 借主　　（以下乙と称す）は、甲所有のレンタル商品を乙へ貸し出すことについて次のとおり契約を締結する。

第1条【レンタル商品及び料金・損失金】
甲は、乙に対し、別紙のレンタル商品（取扱説明書その他付属品を含む）を別紙記載の料金で貸し出す。

第2条【レンタル商品の設置場所】
1　乙は、レンタル商品を下記設置場所において使用する。
（建物の名称）　　号室
（建物の所在地）
2　乙は、甲の書面による承諾なしに、レンタル商品を上記設置場所以外に移設してはならない。

第3条【利用者】
1　レンタル商品の利用者は、下記の者とする（□にレ印をつけること）。
□借主本人
□借主以外の者（氏名）
2　乙は、レンタル商品を、上記の者以外に使用させてはならない。

第4条【レンタル期間】
1　レンタル期間は　　年　　月　　日（納品日）から　　年　　月　　日までとする。
2　レンタル期間は、納品する日から乙がレンタル品を返却する日までとし、1ヶ月以上4年までの間で、甲と乙で定める。

第5条【レンタル料金の支払方法・保証金】
1　レンタル料金の支払は、全額を前払とし、乙は下記口座に振り込む（振込手数料は乙の負担とする）。
振込先 ： 関西アーバン銀行 京都支店、 当座預金、 口座番号 205388 、口座名義 株式会社 長栄
2　レンタル期間が半年以上の場合は、分割支払を可能とする。分割支払の場合は、乙は毎月25日までに翌月分の料金を上記口座に振り込む（振込手数料は乙の負担とする）。
3　保証金は授受しない。但し、レンタル料金が分割支払の場合は、乙は甲に保証金として2万円を預ける。乙は、保証金をレンタル料金の初回支払分と併せて振り込む（振込手数料は乙の負担とする）。甲は、契約終了後に保証金を返金する。乙の債務が残っているときは甲はそれを差し引いて返金する。

第6条【レンタル商品の納品】
1　甲は、第4条の納品日に、第2条の設置場所へレンタル商品を納品する。
2　乙は、レンタル商品の納品の際に、本人又はその指定する者が立ち会わなければならない。
3　甲は、レンタル商品の納入後速やかに、乙又は乙の指定する者の立会いのもとにレンタル商品の動作確認を行う。レンタル商品の動作が正常でない場合、甲は、速やかに修理するかもしくは代替品の納品を行う。
4　納品に係る設置配送費用は甲の負担とする。但し、第3条の納品日に乙が不在である等、乙に責任がある事由により再度の配送を要することとなった場合、2回目以降の配送費用は乙の負担とする。

第7条【レンタル商品の使用管理責任】
1　乙は、善良な管理者としての注意義務をもってレンタル商品の使用・管理を行わなければならない。また、乙は、商品本来の用法、能力に従ってこれを使用しなければならない。
2　乙は、レンタル商品の付属部品、取扱説明書その他付属品についても紛失しないように保存し、契約終了時に甲に返還しなければならない。
3　レンタル商品の使用・管理について、乙に責任がある事由によって乙または第三者に損害が生じた場合には、乙の責任においてこれを処理するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

第8条【乙の連絡義務】
乙は下記について必ず甲の下記連絡先に連絡をしければならない。
・商品に構造上の欠陥がある場合　　・レンタル商品の延長利用を希望する場合
・レンタル商品の破損・滅失その他効用の喪失がある場合　・氏名、商号、住所、連絡先電話番号に変更があった場合
・盗難、紛失があった場合　　・第三者が、差し押さえ、仮差し押さえ、または権利主張をする恐れがある場合
連絡先 ： 長栄マンスリーマンション事業部大阪　電話06-6533-3550

第9条【乙に責任がある事由によるレンタル商品の破損・滅失等】
1　乙は、乙、利用者、同居人または来宅者の故意・過失、その他乙に責任がある事由（盗難・火災を含む）により、レンタル商品を故障・破損したときは、速やかに甲に修理代金を支払わなければならない。また、レンタル商品が滅失或いはその効用を喪失した場合は、レンタル期間満了までのレンタル料金に加え、別紙に定める約定損失金を甲に支払わなければならない。
2　第1項の場合において甲が保険給付を受けた場合、給付を受けた限度で賠償金の請求はしない。

第10条【レンタル商品の破損・滅失・盗難等】
1　甲は、レンタル期間中にレンタル商品が、乙の責任でない事由により故障・破損・滅失した場合、乙からの連絡後すみやかに修理するかもしくは代替品の納品を行う。
2　乙は、レンタル商品が盗難・火災により使用不能となった場合には、甲に対し盗難届または被災証明を提示しなければならない。

第11条【第三者への転貸の禁止等】
乙は、甲の書面による承諾なく、レンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入れ、転貸、占有、移転等の処分をしたりすることはできない。また、乙は、レンタル商品の改造、改装をすることができない。

第12条【消耗品費用負担】
レンタル期間中においてレンタル商品の維持・使用・管理にかかる消耗品（照明器具の蛍光ランプ、電気製品の電池、掃除機の紙パックなど）の費用は、乙の負担とする。

第13条【契約の解除】
甲は、乙が次の各号の一つに該当したときは、催告をせずに直ちに契約を解除することができる。
1 レンタル料金の支払いを1回でも怠ったとき
2 仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生等の申立を受けたとき
3 本契約の各条項の一に違反した場合

第14条【レンタル期間の延長】
1　乙は、レンタル期間の延長を希望する場合、レンタル期間満了の2週間前までに、書面により延長の申出をするものとし、これに対する甲の承諾により、レンタル期間が延長される。
2　延長料金は、第1条のレンタル料金に準じた額とし、延長する期間に応じて甲が算出した料金を乙が負担するものとする。

第15条【納品日までの解約】
1　乙は、第4条の納品日の3日前まで、費用の負担なく本契約を解約することができる。
2　乙は、第4条の納品日の2日前から納品日当日（但し、納品前）まで、下記のキャンセル料を支払って本契約を解約できる。
①納品日の2日前から前日まで　　1ヶ月分のレンタル料金の50%
②納品日当日　　1ヶ月分のレンタル料金の100%

第16条【レンタル期間中の途中解約】
1　乙は、レンタル期間中、次項に定める解約金を支払うことにより、契約を途中解約することができる。
2　解約金は、契約残存月数に月額レンタル料金を乗じた金額の30%とする。
3　途中解約の場合、1ヶ月未満の期間については、レンタル料金の精算を行わない。
4　契約延長後の途中解約に関しても、乙は第1項と同等の条件によって契約を途中解約することができる。

第17条【レンタル商品の返却】
1　乙は、第4条で定めたレンタル期間の満了日に、甲にレンタル商品（取扱説明書その他付属品を含む）を返却する。
2　乙は、契約の解除・途中解約により契約が終了した場合、甲に対し、直ちにレンタル商品を返却しなければならない。
3　レンタル商品の返却は、第3条で定めたレンタル期間の満了日に、甲が第2条の設置場所に行き、乙が甲にレンタル商品を引き渡す方法により行う。
4　乙は、レンタル商品の返却の際、本人又はその指定する者が立ち会わなければならない。
5　返却に係る引取費用は甲の負担とする。但し、引取予定日に乙が不在である等、乙に責任がある事由により再度の引取を要することとなった場合、2回目以降の引取費用は乙の負担とする。
6　乙は、契約終了後もレンタル商品を返却しない場合、甲に対し、使用相当損害金として、契約終了から返却までの期間、第1条のレンタル料金の1．2倍の金員を支払わなければならない。
7　甲は、契約終了後、相当の期間を定めて催告をしてもその期間内に乙がレンタル商品を返却しない場合、前項の使用相当損害金に加え、レンタル商品の代価を請求できる。

第18条【特約事項】
本契約の特約は下記のとおりとする。

この契約の締結を証するために、本証書2通を作成し、甲乙各1通保有する。

平成　　年　　月　　日

貸 主（甲）　住 所　大阪市西区阿波座1-6-13
カーニープレイス本町2F

氏 名　株式会社 長栄 マンスリーマンション事業部大阪　㊞

TEL　06-6533-3550

借 主（乙）　住 所

氏 名　㊞

TEL

（別紙）

【 レンタル商品及び料金・損失金（基本パックA） 】

契約期間　　年　月　日～　年　月　日（　年　　ヶ月）　レンタル料金　　円/月
上記契約期間で、レンタル商品を貸し出し、合計金額は　　円とする。

基本パック A	レンタル商品名	単価（月額）《オプション商品に限る》	数量	料金（月額）	約定損失金
○	液晶TV（19型）		1		50,000
	再生専用DVD				20,000
○	冷凍冷蔵庫				30,000
○	全自動洗濯機				25,000
○	電子レンジ				16,000
○	炊飯ジャー				10,000
○	掃除機				10,000
○	照明（1基）				5,000
○	ベッド（シングル）				20,000
○	ローテーブル				10,000
○	TVラック				5,000
○	ポット				5,000
○	ドライヤー				3,000
○	布団セット（カバー付）				18,000
○	座布団（カバー付）				2,000
○	ガスコンロ（1口）				3,000
オプション商品					
グレードアップ商品					
合　計		0	品	0	

平成　　年　　月　　日

上記内容を確認しました。　　氏名　　印

（別紙）

【 レンタル商品及び料金・損失金（基本パックB） 】

契約期間　　年　月　日～　年　月　日（　年　ヶ月）　レンタル料金　＿＿＿＿＿＿＿＿　円/月
上記契約期間で、レンタル商品を貸し出し、合計金額は　＿＿＿＿＿＿＿＿　円とする。

基本パック B	レンタル商品名	単価（月額）《オプション商品に限る》	数量	料金（月額）	約定損失金
○	液晶TV（19型）				50,000
	再生専用DVD				20,000
○	冷凍冷蔵庫				30,000
○	全自動洗濯機				25,000
○	電子レンジ				16,000
○	炊飯ジャー		1		10,000
○	掃除機				10,000
○	照明（1基）				5,000
△	ローテーブル				10,000
△	ポット				5,000
△	アイロン（台付き）				5,000
オプション商品					
グレードアップ商品					
合　計		0	品	0	

平成　　年　　月　　日

上記内容を確認しました。　　氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（別紙）

【 レンタル商品及び料金・損失金（基本パックC） 】

契約期間　　年　月　日～　年　月　日（　年　　ヶ月）　レンタル料金　　円/月
上記契約期間で、レンタル商品を貸し出し、合計金額は　　円とする。

基本パックC	レンタル商品名	単価（月額）《オプション商品に限る》	数量	料金（月額）	約定損失金
○	液晶TV（19型）		1		50,000
	再生専用DVD				20,000
○	冷凍冷蔵庫				30,000
○	全自動洗濯機				25,000
○	電子レンジ				16,000
△	炊飯ジャー				10,000
△	掃除機				10,000
△	ポット				5,000
オプション商品					
グレードアップ商品					
合　計		0	品	0	

平成　　年　　月　　日

上記内容を確認しました。　　氏名　　印